項番	データ項目	手続番号1	手続番号2	手続番号3	手統番号4	手続番号5	手続番号6
1	手続名	転出届	転居届	転入届	マイナンバーカードの住所変更	印鑑登録の廃止	印鑑登録
2	概要	他の市町村へ引越すときの届出です。	同一市町村で引越すときの届出です。	他の市町村から引越したときの届出です。	マイナンバーカードに記載されている住所が変更になった場合、券面記載の住所情報を変更します。	場合、印鑑登録廃止申請が必要です。改印等で改めて登録	個人が社会生活の中で必要となるさまざまな手続や法律行 為を行うにあたり使用する印鑑を、住民登録がある役所に おいてあらかじめ届出して登録するものです。
3	対象	転出(市町村の区域外へ住所を移すことをいう)をする者	転居(同一区市町村で住所を移すことをいう)をする者	転出(市町村の区域外から住所を移すことをいう)をする者	マイナンバーカードの交付を受けている者で住所を変更した者	印鑑登録を廃止する者	印鑑登録を希望する者
4	手続を行う人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人又は代理人	本人又は代理人
5	手統期限	転出をした日から14日以内	転居をした日から14日以内	転入をした日から14日以内	住所変更した日から14日以内	〇〇市〇〇印鑑条例による	○○市○○印鑑条例による
6	手統書類(様式)	住民異動届	住民異動届	住民異動届	個人番号カード券面記載事項変更届	印鑑登録廃止申請書	印鑑登録申請書
7	手続に必要な添付書類	マイナンバーカード(交付を受けている場合)	マイナンバーカード(交付を受けている場合)	・転出証明書(特例転入の場合は省略可) ・マイナンバーカード(交付を受けている場合)	マイナンバーカード	印鑑登録証(カード)	登録しようとする印鑑
8	手続に必要な持ちもの	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証
9	手號方法	ホフォーム、窓口又は輸送で必要書籍を提出してください。 <窓口又は輸送の場合の提出先う ○○課(○○庁舎○職○番窓口 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は朝近で必要書類を提出してください。 <窓口又は朝近の場合の提出先> ○○課(○○○) (○○) (○○) (○○) (○○) (○○) (○○) (	ホフォーム、窓口又は輸送で必要書籍を提出してください。 <窓口又は輸送の場合の提出先う ○○課(○○庁舎○期○書窓口 午前又X時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は解説で必要要都を担出してださい。 ぐ窓口文は解説の場合の提出を、 ◇窓口文は解説の場合の提出を、 ○○窓(〇〇庁舎)閣(○毎窓口) ・一朝次対策ングから千後次3時次がまで ※「転入器」「転居器」と一緒に手続を行う場合は、「個人番 号カード参加と数単項変更同」を省略できる場合がありま ナー参加と数単項変更同」を省略できる場合がありま ナー参加と数単項変更同」を省略できる場合がありま	第二 又に報送で必要重新を提出してぐださい。 < 窓口又は極致の後の登出とか く窓口又は極致の後の登出とか 一部以下は次がから中後以下が火分まで ※「転出器」と一緒に手続を行う場合は、職権による廃止が なされるため「印鑑登録廃止申請書」が不変な場合があります。	窓口又は郵送で必要書籍を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の提出先〉 〇〇課(〇〇庁舎○陽〇番窓口) 午部XX時XX分から午後XX時XX分まで
10	所管部署	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課
11	根拠法律·条例等	住民基本台帳法第24条 住民基本台帳法施行令第26条	住民基本台帳法第23条 住民基本台帳法施行令第26条	住民基本台帳法第22条 住民基本台帳法施行令第26条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第4項	印鑑登録証明事務処理要領 〇〇市印鑑条例	印鑑登録証明事務処理要領 ○○市印鑑条例
12	紐付<制度	住民異動	住民異動	住民異動	マイナンバーカード	印鑑登録	印鑑登録
13	受付開始日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日
14	転出の場合	•	-	-	-	•	_
15	転入の場合	=	=	•	•	=	•
16	転居の場合	=	•	=	•	=	=
17	全年齢に該当する場合	•	•	•	•	-	_
18	満15歳以上の者がいる場合	=	=	=	=	•	•
19	65歳以上の者がいる場合	-	-	-	-	-	=
20	75歳以上の者がいる場合	-	-	-	-	-	_
21	未就学児の子どもがいる場合	-	-	-	-	-	_
22	小・中学生の子どもがいる場合	-	-	-	-	-	-
23	高校生の子どもがいる場合	-	-	-	-	-	_
24	傷考個	以下の全ての要件に該当する。 (1)実験区分が「転出」である	以下の全ての要件に該当する。 (1)実験区分が「転居」である	以下の全ての要件に該当する。 (1)実験区分が「転入」である	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」又は「転居」である (2)マイナンバーカードの交付を受けている	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転出」である (2)印鑑登録している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」である (2)済13歳以上(成年被後見人を除く)である

項番	デーク項目 手統番号7							
					7 77 77	7.078		
1	手続名	国民健康保険の資格喪失	国民健康保険の資格取得	国民健康保険の被保険者の住所変更	介護保険の資格喪失	介護保険の資格取得	介護保険の住所変更	
2	概要	国民健康保険に加入している方が、亡くなられたり、他の市 町村に転出したり、就職で勤務先の健康保険に加入したり、 その健康保険の被扶養者となられた場合等は、国民健康保 険の喪失手続を行います。	国民健康保険に加入している方が、他の市町村から転入したり、就職で勤務先の健康保険をやめたり、その健康保険 を必該接着でなくなった場合等は、国民健康保険の資格取得手続を行います。	国民健康保険に加入している方が、同一市町村で引越した 場合は、国民健康保険被保険者の住所変更手続を行いま す。	他の市町村へ引越すときに、介護保険被保険者の資格喪失手続を行います。	他の市町村から引越したときに、介護保険被保険者の資格 取得手続を行います。	同一市町村で引越すときに、介護保険被保険者の住所変更 手続を行います。	
3	対象	転出により被保険者の資格を喪失した者が属する世帯の世 帯主	転入により被保険者の資格を取得した者が属する世帯の世 帯主	市町村の区域内で住所を変更した世帯主、又は世帯主が 変更になった後の世帯主	転出する被保険者証交付済の被保険者(65歳以上の人、及 び40歳以上65歳未満で健康保険に加入している人(年齢に 該当する被扶養者も含む)で、要介護又は要支援の認定を 受け介護保険被保険者証を持っている人)	転入により被保険者の資格を取得した者(65歳以上の人、 及び40歳以上65歳未満で健康保険に加入している人(年齢 に該当する被扶養者も含む)で、要介護又は要支援の認定 を受け介護保険被保険者証を持っている人)	市町村の区域内において住所を変更した被保険者証文付 済被保険者(65歳以上の人、及び40歳以上65歳未満で健 康保険に加入している人(年齢に該当する被扶養者も含む) で、実介援又は要支援の認定を受け介護保険被保険者証 を持っている人)	
4	手続を行う人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	
5	手続期限	資格を喪失(転出)した日から14日以内	資格を取得(転入)した日から14日以内	住所変更した日から14日以内	資格を喪失(転出)した日から14日以内	資格を取得(転入)した日から14日以内	住所を変更した日から14日以内	
6	手続書類(様式)	国民健康保険被保険者異動届	国民健康保険被保険者異動届	国民健康保険被保険者氏名住所等変更届	介護保険被保険者異動届	介護保険被保険者異動届	介護保険被保険者氏名住所等変更届	
7	手続に必要な添付書類	·国民健康保険被保険者証 ・喪失理由が試職の場合は、会社の保険証 ・喪失理由がご職の場合は、保護決定通知書 ・70歳~74歳の場合は、国民健康保険高齢受給者証	<ul> <li>取得理由が出生の場合は、母子健康手帳</li> <li>取得理由が退職の場合は、健康保険資格喪失証明書</li> <li>取得理由が生活保護の場合は、保護廃止決定通知書</li> </ul>	·国民健康保険被保険者証 ·70歳~74歳の場合は、国民健康保険高齢受給者証	- 介護保険被保険者証 - 介護保険負担割合証	· 受給資格証明書	·介護保険被保険者証 ·介護保険負担割合証	
8	手続に必要な持ちもの	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	- 申請者の本人権認書類・印鑑 - マイナンバーの確認に必要な書類等 - 外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	
9	手続方法	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の提出先〉 〇〇課(〇〇庁舎〇階〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の提出先〉 〇〇課(〇〇庁舎〇階〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の提出先〉 〇〇課(〇〇庁舎〇階〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の提出先〉 〇〇課(〇〇庁舎〇階〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の提出先〉 〇〇課(〇〇庁舎〇階〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の提出先〉 〇〇課(〇〇庁舎〇階〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	
		※「転出届」と一緒に手続を行う場合は、「国民健康保険被保険者異動届」を省略できる場合があります。	※「転入届」と一緒に手続を行う場合は、「国民健康保険被保険者異動届」を省略できる場合があります。	※「転居届」と一緒に手続を行う場合は、「国民健康保険被保険者氏名住所等変更届」を省略できる場合があります。	※「転出届」と一緒に手続を行う場合は、「介護保険被保険 者異動届」を省略できる場合があります。	※「転入届」と一緒に手続を行う場合は、「介護保険被保険 者異動届」を省略できる場合があります。	※「転居届」と一緒に手続を行う場合は、「介護保険被保険 者氏名住所等変更届」を省略できる場合があります。	
10	所管部署	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	
11	根拠法律・条例等	国民健康保険法第9条 国民健康保険法施行規則第12条	国民健康保険法第9条 国民健康保険法施行規則第2条	国民健康保険法第9条 国民健康保険法施行規則第10条	介護保険法第12条 介護保険法施行規則第32条	介護保険法第12条 介護保険法施行規則第23条	介護保険法第12条 介護保険法施行規則第30条	
12	紐付く制度	国民健康保険	国民健康保険	国民健康保険	介護保険	介護保険	介護保険	
13	受付開始日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	
14	転出の場合	•	_	-	•	_	_	
15	転入の場合	=	•	=	=	•	=	
16	転居の場合	_	_	•	-	_	•	
17	全年齢に該当する場合	•	•	•	-	=	=	
18	満15歳以上の者がいる場合	=	=	=	=	=	=	
19	65歳以上の者がいる場合	_	-	_	•	•	•	
20	75歳以上の者がいる場合	_	-	_	-	-	=	
21	未就学児の子どもがいる場合	_	-	_	-	-	=	
22	小・中学生の子どもがいる場合	-	-	-	-	-	_	
23	高校生の子どもがいる場合	_	-	_	-	-	_	
24	備考模	以下の全ての要件に該当する。 (1)異脳区分が「転出」である (2)個民健康保険に加入している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動医分が移転入である。 (2)以下の全ての要件に該当。ない (2)維度保険に加入している (2)維持組合に加入している (3)動員保険に加入している (4)順集組合に加入している (5)0(一4)の保健合に加入している (5)使用高齢者性条便制度に加入している (7)定法保健医学(対しる)	以下の全ての要件に該当する。 (1)異脳区分が「転磨」である (2)個医健康保険に加入している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「抵出」である (2)要介護認定を受けている	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が移入してある (2)以下のいずれかの要件に該当する (2)原1号報便録者(58歳以上)である (2)原2号程度録者(40歳以上65歳未満で、特定疾病により 介護が必要な者)である	以下の全ての要件に該当する。 (1)異数区分が「転居」である (2)要介護認定を受けている	

項番	データ項目	手続番号13	手続番号14	手続番号15	手続番号16	説明	手続番号18
-							
		児童手当受給事由消滅届	児童手当認定請求 他の市町村から引越したときに、児童手当の認定請求の手	児童手当の住所変更	後期高齢者医療制度の資格喪失 他の市町村へ引越すときに、後期高齢者医療制度の資格	後期高齢者医療制度の資格取得 他の市町村から引続したときに、後期高齢者医療制度の資	後期高齢者医療の被保険者の住所変更
2		するため届出を行います。	続を行います。	同一市町村で引越すときに、住所変更の手続を行います。	他の市町村へ引越すときに、後期高齢者医療制度の資格 要失の手続を行います。	他の市町村から引越したときに、後期高齢者医療制度の資 格取得の手続を行います。	同一市町村で引越すときに、住所変更の手続を行います。
3	対象	転出により手当受給事由が消滅する一般受給資格者(15歳 に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監 護し生計を共にする父母等)	転入により受給者の資格を取得した者(15歳に達する日以 後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し生計を共 にする父母等)	児童手当の対象児童が住所を変更した一般受給資格者 (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児 童を監護し生計を共にする父母等)	後期高齢者医療広域連合の区域外への転出により後期高 齢者医療の資格を喪失する者(75歳以上の人、もしくは65 歳以上74歳以下の一定の障害がある人)	後期高齢者医療広域連合の区域外からの転入により後期 高齢者医療の資格を取得する者(75歳以上の人、もしくは 65歳以上74歳以下の一定の障害がある人)	後期高齢者医療広域連合の区域内で住所を変更した後期 高齢者医療の被保険者(75歳以上の人、もしくは65歳以上 74歳以下の一定の障害がある人)っている人を指す)
4	手続を行う人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人
5	手統期限	速やかに	転出した日の次の日から数えて15日以内	速やかに	資格を喪失(転出)した日から14日以内	資格を取得(転入)した日から14日以内	住所変更した日から14日以内
6	手続書類(様式)	児童手当・特例給付受給事由消滅届	児童手当・特例給付認定請求書	児童手当·特例給付氏名住所等変更届	後期高齢者医療資格喪失届	後期高齢者医療資格取得届	後期高齡者医療氏名住所等変更届
7	手続に必要な派付書類	ál.	- 請求者の普通預金口座情報 - 請求者の健康保険被保険者証	なし	後期高齢者医療被保険者証	後期高齢者医療負担区分等証明書	後期高齡者医療被保険者証
8	手続に必要な持ちもの	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証
9	手続方法	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の提出先〉 〇〇課(〇〇庁舎〇階〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の提出先〉 ○○課(○○庁舎○階○番窓口)	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の提出先〉 〇〇課(〇〇庁舎〇階〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○○庁舎○陪○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> 〇〇課(〇〇庁舎〇階〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の提出先〉 〇〇課(〇〇庁舎〇階〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで
		※「転出届」と一緒に手続を行う場合は、「児童手当・特例給付受給事由消滅届」を省略できる場合があります。	午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	※「転居届」と一緒に手続を行う場合は、「児童手当・特例給付氏名住所等変更届」を省略できる場合があります。	※「転出届」と一緒に手続を行う場合は、「後期高齢者医療 資格喪失届」を省略できる場合があります。	※「転入届」と一緒に手続を行う場合は、「後期高齢者医療 資格取得届」を省略できる場合があります。	※「転居届」と一緒に手続を行う場合は、「後期高齢者医療氏名住所等変更届」を省略できる場合があります。
10	所管部署	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課
11	根拠法律・条例等	児童手当法施行規則第7条	児童手当法施行規則第1条の4	児童手当法施行規則第6条	高齢者の医療の確保に関する法律第54条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第26条	高齢者の医療の確保に関する法律第54条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第10条	高齢者の医療の確保に関する法律第54条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第23条
12	紐付<制度	児童手当	児童手当	児童手当	後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度
13	受付開始日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日
14	転出の場合	•	-	=	•	-	-
15	転入の場合		•	-	_	•	_
16	転居の場合	-	_	•	-	-	•
	全年齢に該当する場合	-	-	_	-	-	_
	満15歳以上の者がいる場合	-	_	-	_	_	_
	65歳以上の者がいる場合	-	-	_	-	-	_
	75歳以上の者がいる場合	-	_	-	•	•	•
	未就学児の子どもがいる場合	•		•	_	_	_
	小・中学生の子どもがいる場合	•	•	•	-	-	-
23	高校生の子どもがいる場合		_	=	_	_	_
24	備考損	以下の全ての要件に該当する。 (1)異菌な分が「統治」である (2)児童手当を受給している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異態な分が移入してある (2)中学校を了前(3歳になって最初の年度末まで)、かつ 国内に居住している(又は留学している)子どもを養育している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異版区分が「転削」である (2)児童手当を要給している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「抵出」である (2)後期高齢者医療制度を受けている	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」である (2)万歳以上(又は一定の贈書のある65歳以上)である (3)生活保護を受けていない。	以下の全ての要件に該当する。 (1)異額区分が「転換」である (2)後期高齢者監修制度を受けている

項番	データ項目						
7,10							
1	手続名	幼稚園・保育所・認定こども園の転園(転出)	幼稚園・保育所・認定こども園の転園(転入)	公立小・中学校の転校(転出)	公立小・中学校の転校(転入)	公立の高校の転校(転出)	公立の高校の転校(転入)
2	乘委	他の市町村へ引越すときに転園(退園)する場合には、退 園・退所の手続を行います。	他の市町村から引越したときに転園(入園)する場合には、 入園・入所の手続を行います。	他の市町村へ引越すときに転校する場合には、新しい住所 地の指定校への転校手続を行います。	他の市町村から引越したときに転校する場合には、新しい 住所地の指定校への転校手続を行います。	他の市町村へ引越すときに転校する場合には、新住所の教育委員会へ転入学の連絡校を問合せ、在籍する高校から転入学希望校に照会する手続を行います。	他の市町村から引越したときに転校する場合には、新住所 の教育委員会へ転入学の連絡校を問合せ、在籍する高校 から転入学希望校に照会する手続を行います。
3	対象	幼稚園・保育園の転園(退園)を希望する者	幼稚園・保育園の転園(入園)を希望する者	転出する児童生徒の保護者	転入した児童生徒の保護者	転出した生徒の保護者	転入した生徒の保護者
4	手続を行う人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人
5	手統期限	各自治体の規則等による	各自治体の規則等による	各自治体の規則等による	各自治体の規則等による	各自治体の規則等による	各自治体の規則等による
6	手統書類(様式)	退園願(幼稚園) 教育・保育所等退所届(保育所・認定こども園)	入園願(幼稚園) 教育・保育所等入所申込書(保育所・認定こども園)	転学・退学届	入学・転学届	転学願	転学願
7	手続に必要な添付書類	各自治体の規則等による	各自治体の規則等による	各自治体の規則等による	各自治体の規則等による	各自治体の規則等による	各自治体の規則等による
8	手続に必要な持ちもの	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証
9	手続方法	窓口又は報送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は報送の場合の提出先〉 〇〇課(〇〇庁舎○開〇書窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の提出先〉 〇〇課(〇〇斤会の間〇番窓口 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の提出先〉 ○○窓(〇〇斤舎の際〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時xX分まで	窓口又は新述で必要書類を提出してください。 〈窓口又は新述の場合の提出先〉 〇〇課(〇〇斤舎〇間〇番窓口 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○○旅(○○)庁舎○陽○番窓口 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の提出先〉 〇〇課(〇〇仟舎○期〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで
10	所管部署	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市教育委員会〇〇課	〇〇市教育委員会〇〇課	〇〇市教育委員会〇〇課	○○市教育委員会○○課
11	根拠法律・条例等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推 進に関する法律第4条	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条	学校教育法施行令第4条	学校教育法施行令第4条	学校教育法施行規則第92条	学校教育法施行規則第90条
12	紐付く制度	幼稚園・保育所・認定こども園	幼稚園・保育所・認定こども園	公立小・中学校	公立小・中学校	公立高校	公立高校
13	受付開始日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日
14	転出の場合	•	-	•	-	•	_
15	転入の場合	_	•	-	•	-	•
16	転居の場合	=	-	-	-	-	=
17	全年齢に該当する場合	-	-	-	-	-	_
18	満15歳以上の者がいる場合	=	-	-	-	-	=
19	65歳以上の者がいる場合	-	-	_	_	-	_
20	75歳以上の者がいる場合	-	-	-	_	-	_
21	未就学児の子どもがいる場合	•	•	-	-	-	_
22	小・中学生の子どもがいる場合	-	-	•	•	-	_
23	高校生の子どもがいる場合	_	-	-	-	•	•
24		以下の全ての要件に該当する。 (1)異胞区分が「転出」である (2)幼稚園・保育所・認定ことも園に遠園している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「私人」である。 (2)以下のいずれの要件に該当する (2)減減以上の就学期の子とも(1号返定) (2)減減以上の就学期の子とも(1号返定) (2)減減以上の提供者の批グや疾病等により、保育を必要とする子ども(2号返定) (3)減減素が実践者の批グや疾病等により、保育を必要とする子ども(3号返定)	以下の全ての要件に該当する。 (1)異順区分が「転出」である (2)公立小・中学校に通学している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異軌配分が「転入」である (2)公立小・中学校に入学する	以下の全ての要件に該当する。 ()実験区分が「転出」である (2)公立高校に選手している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異原区分が「転入」である (2)公立高校に入学する

項番	データ項目	手続番号25	手続番号26	手続番号27	手続番号28	手続番号29	手続番号30
1	手続名	大の登録事項変更届(転入)	原動機付自転車(50cc以下)の住所変更(転出)	原動機付自転車(50cc以下)の住所変更(転入)	運転免許証の住所変更	自動車保有場所証明書の申請	自動車の変更登録
2	概要		他の市町村へ引越すと告に、住所変更の手続とナンバーブ レートの返納を行います。			引越し等で自動車の保管場所を変更した場合は、車庫証明 の申請手続を行います。	
3	対象	転入した犬の所有者	転出する納税義務者	転入した納税義務者	免許を受けた者	登録自動車の保有者	登録自動車の所有者
4	手続を行う人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人
5	手統期限	犬の所在地を変更した日から30日以内	転出をした日から15日以内	転入をした日から15日以内	速やかに	保管場所を変更した日から15日以内	住所変更した日から15日以内
6	手統書類(様式)	犬の登録事項変更届出書	軽自動車税廃車申告書兼標識返納書	軽自動車税申告書兼標識交付申請書	運転免許証記載事項変更届	自動車保管場所証明申請書	自動車の変更登録申請書
7	手続に必要な添付書類	・犬の鑑札 ・狂犬病予防注射済栗	・ナンバーブレート ・標識交付証明書	<ul><li>・前住所地で廃車済の場合は、廃車証明書</li><li>・前住所地で未廃車の場合は、前住所地の標識交付証明書及びナンバーブレート</li></ul>	運転免許証	・自認書又は使用承諾証明書 ・保管場所の所在図や配置図	·自動車検査証(車検証) ·自動車保管場所証明書
8	手続に必要な持ちもの	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証
9	手続方法	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の提出先〉 ○○図(〇〇戸舎○駅〇番窓口) 千割XX時XX分から千後XX時XX分まで	窓口以は郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口以は郵送の場合の提出先〉 ○○図(〇〇斤舎○際〇番窓口) ←割XX均XX分から午後XX時XX分まで	窓口Xは郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口Xは郵送の場合の提出先〉 ○○窓(OOF舎の際O番窓口) 千割XX時XX分から千後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の理出失〉 ○○密報者の際の書窓口 千割XX対XX分から千後XX時XX分まで	窓口又は搬送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の理出先> 〇〇世報番の際の書窓口 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は搬送で必要書類を提出してください。 〈窓口又は郵送の場合の提出先〉 〇〇運輸支局の間の需窓口 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで
10	所管部署	〇〇市〇〇課	〇〇市〇〇課	〇〇市〇〇課	〇〇警察署	〇〇警察署	○○運輸支局
11	根拠法律・条例等	狂犬病予防法第4条	地方税法施行規則第16条	地方税法施行規則第16条	道路交通法第94条	自動車の保管場所の確保等に関する法律第7条	道路運送車両法第12条
12	紐付<制度	蓄犬	軽自動車税	軽自動車税	自動車・経自動車	自動車·軽自動車	自動車·軽自動車
13	受付開始日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日
14	転出の場合	-	•	-	_	_	-
15	転入の場合	•	_	•	•	•	•
16	転居の場合	_	_	_	•	•	•
17	全年齢に該当する場合	•	•	•	•	•	•
18	満15歳以上の者がいる場合	_	-	_	-	-	_
19	65歳以上の者がいる場合	-	-	-	-	-	_
20	75歳以上の者がいる場合	-	-	-	-	-	=
21	未就学児の子どもがいる場合	-	-	-	-	-	_
22	小・中学生の子どもがいる場合	-	-	-	-	-	_
23	高校生の子どもがいる場合	-	-	-	-	-	=
24	偏考组	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」である (2)犬を飼っている	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転出」である (2)原動機付自転車(50cc以下)を保有している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が(転入)である (2)原動機付自転車(50cc以下)を保有している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」又は「転居」である (2)連転免許証を味者している	以下の全ての要件に該当する。 (1)実動区分が「転入」又は「転居」である (2)自動車を保有している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」又は「転居」である (2)自動車を保有している

項番	データ項目	手続番号31	手続番号32	手続番号33
1	手続名	軽自動車の自動車検査証の記載事項変更	自動車税の住所変更	軽自動車税の住所変更
2	概要	軽自動車の使用者の住所に変更があったときには、自動車 検査証の配載事項変更の手続を行います。	自動車の所有者の住所に変更があったときには、住所変更の手続を行います。	軽自動車の使用者の住所に変更があったときには、住所変 更の手続を行います。
3	対象	経自動車の所有者	自動車税の納税義務者(自動車の所有者)	経自動車税の納税義務者(経自動車の所有者)
4	手続を行う人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人
5	手統期限	住所変更した日から15日以内	速やかに	住所変更した日から15日以内
6	手続書類(様式)	自動車検査証記入申請書	自動車税住所変更届	軽自動車税申告書
7	手続に必要な添付書類	・ナンバーブレート - 自動車検査証(車検証)	自動車検査証(車検証)	自動車検査証(車検証)
8	手続に必要な持ちもの	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証
9	手械方法	度ロスは郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出を入 ○の軽自動車板検査協会事務所の間の書窓口 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	関ロ又は郵送で必要重額を提出してださい。	
10	所管部署	〇〇軽自動車税検査協会	〇〇都道府県税事務所	〇〇市〇〇課
11	根拠法律・条例等	道路運送車両法第12条	地方税法施行規則第9条の2	地方税法施行規則第16条
12	紐付く制度	自動車・軽自動車	自動車税	軽自動車税
13	受付開始日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日
14	転出の場合	_	-	-
15	転入の場合	•	•	•
16	転居の場合	•	•	•
17	全年齢に該当する場合	•	•	•
18	満15歳以上の者がいる場合	_	-	-
19	65歳以上の者がいる場合	-	-	-
20	75歳以上の者がいる場合	_	_	_
21	未就学児の子どもがいる場合	-	-	-
22	小・中学生の子どもがいる場合	-	-	-
23	高校生の子どもがいる場合	-	-	-
24	備考個	以下の全ての要件に該当する。 (1)異助区分が「転入」又は「転居」である (2)軽自動車を保有している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」又は「転居」である (2)自動車を保有している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異額区分が「転入」又は「転居」である (2)軽自動車を使有している